

【1】保存地区の概要

地 区 名 京都市産寧坂	地 区 名 京都市祇園新橋
種 別 門前町	種 別 茶屋町
面 積 約8.2ヘクタール	面 積 約1.4ヘクタール
選定年月日 昭和51年6月8日	選定年月日 昭和51年6月8日
特徴 東山山麓に位置する当該地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畠し、今も多くの歴史的遺産を有している。 当地区は、当初、清水寺、法觀寺、祇園社などの門前町としてはじまったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代の市街地の拡大をみて、今日に至っている。なお、現在の道に沿って建ち並ぶ茶店や伝統工芸品を商う店は、近世の名所巡りの系譜をひくものとみることができる。	特徴 祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化や芸能を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらにすすめていった。祇園の当地区は、祇園外六町に續いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、今日に至っている。



京都市產寧坂・祇園新橋・嵯峨鳥居本・上賀茂(京都府)

令和2年5月11日
京都市作成

【1】保存地区の概要

地 区 名 京都市嵯峨鳥居本	地 区 名 京都市上賀茂
種 別 門前町	種 別 社家町
面 積 約2. 6ヘクタール	面 積 約2. 7ヘクタール
選定年月日 昭和54年2月9日	選定年月日 昭和63年4月7日
特徴 <p>嵯峨野は早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的文化遺産を残している。</p> <p>この嵯峨野の西北に位置する鳥居本地区は、室町末期頃、農林業や漁業を主体とした集落として開かれた。その後江戸時代中期になると愛宕詣の門前町としての性格も加わり、江戸時代末期から明治・大正にかけてこの愛宕街道沿いには、農家、町家のほかに茶店なども建ち並ぶようになった。</p>	特徴 <p>洛北、上賀茂神社の境内を流れる清流なら的小川が境内を出ると明神川と名を変えて東に流れる。このあたりは、室町時代から上賀茂神社の神官の屋敷町として町並みが形成されてきたところである。明治維新までの旧集落は、上賀茂神社の神官(社司と氏人)と農民が集住する特殊な性格を持つ集落であった。そこで一般に社家町とよばれるようになった。明治以後は京都の近郊農村的性格を徐々に強め、社家町の性格は薄らいでいった。しかし、ここ明神川沿いには今日も社家が旧来のまま連担し、他所で滅びた貴重な社家町が清々しく残っている。</p>



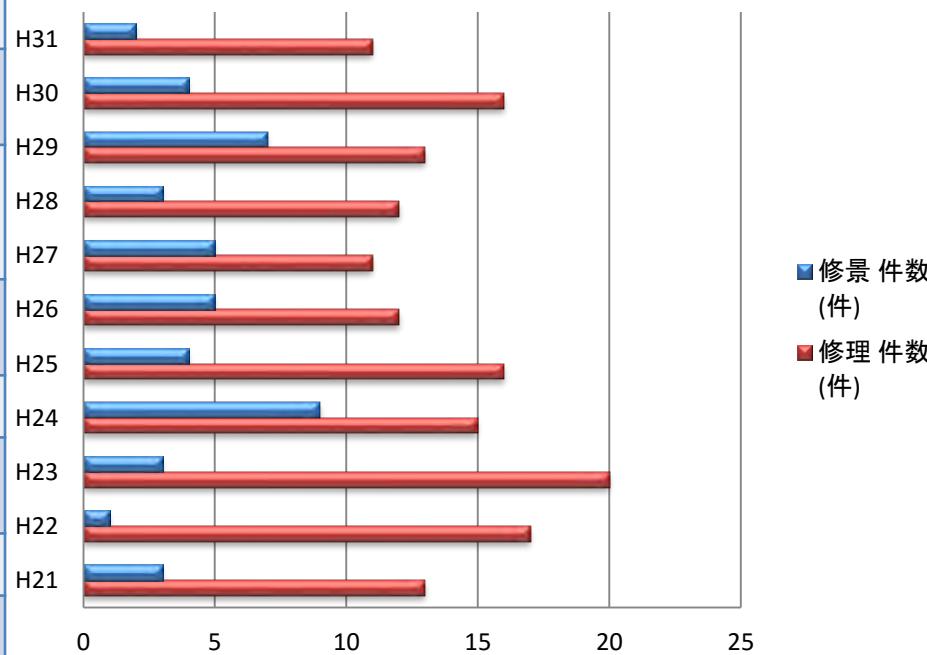
【2】保存地区のあゆみ

昭和47年	京都市市街地景観条例を制定 (全国初の総合的な市街地景観保全策) 特別保全修景地区の制度で「産寧坂地区」 (5.3ヘクタール、約240戸)指定
昭和49年	特別保全修景地区の制度で「祇園新橋地区」 (1.4ヘクタール、約100戸)指定
昭和50年	文化財保護法改正され、 「伝統的建造物群保存地区」制度が創設
昭和51年	「産寧坂地区」及び「祇園新橋地区」が 「伝統的建造物群保存地区」に指定
昭和54年	「嵯峨鳥居本地区」が 「伝統的建造物群保存地区」に指定
昭和63年	「上賀茂地区」が 「伝統的建造物群保存地区」に指定
平成5年	市民や観光客に伝統的建造物の内部を公開し、 理解を深めてもらう目的で 「京都市嵯峨鳥居本町並み保存館」を創設
平成7年	「産寧坂地区」が石塀小路を含めて 8.2ヘクタール(約280戸)に拡大
平成8年	「産寧坂地区」で防災計画策定の調査を実施
平成10年	「嵯峨鳥居本地区」で防災計画策定調査(基礎調査)を実施し、防災事業着手(基礎整備のみ)
平成22年	老朽化家屋調査(4地区実施)
平成27年	祇園新橋地区で寄付受納した伝統的建造物を利活用 現代のセレクトリサイクルショップ 『PASS THE BATON KYOTO GION』 8月オープン

【3】保存地区の保存と整備(過去10年分を基に作成)

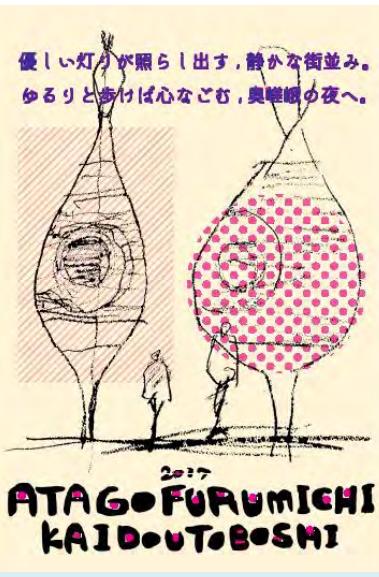


4地区の修理・修景件数の推移



【4】保存地区の活用とまちづくり

毎年、嵯峨鳥居本地区では、8月23日から25日の間に「愛宕古道街道灯し」が行われている。この取組みは20年ほど前に、化野念仏寺灯供養への来訪者を迎える、また地元の地蔵盆を盛り上げるために古い町並みが残る街道沿いに、手作りの小さな行灯の灯りを点したのがはじまりである。この灯りは年々大きくなり、地元の美術大学や子供からお年寄りまで多くの方とつくる行灯が、今では大小800基ほど灯るお祭りになった。(大きなものは高さ10m近くにもなる)



京都市嵯峨鳥居本町並み保存館 →

←H29年度の
「愛宕古道街道灯し」チラシ



【5】住民等の取組（祇園新橋地区）

情緒あふれる祇園新橋の風景は、世界の人々を魅了しているが、一方で、地域ではごみ問題や観光客のマナーの問題等、様々な問題が認識されてきた。

住民が減り、生業が変化するにつれ、地域のつながりも薄まりつつあるという状況のなか、時代の変化に対応しながら祇園新橋の文化と風情を受け継ぎ、より洗練させ未来に伝えていくため、地域の住民や事業者等により、「祇園新橋景観づくり協議会」が設立された。同協議会は、平成29年5月26日付で、10地区目の地域景観づくり協議会に認定されている。平成30年8月1日には、「地域景観づくり計画書」について市の認定を受けており、当該地域での建築等に伴う景観に関する届出等を提出する前に、同協議会との意見交換が必要となっている。

【地域景観づくり協議会制度の概要】

・制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、更には新たにその地域で建築等をしようとされる方々と一緒にになって地域の景観づくりをすすめていくことを目的に、京都市市街地景観整備条例に基づき平成23年4月から実施している制度である。

・制度の仕組み

地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定し、協議会の活動区域の景観保全・創出のための方針をまとめた計画書を「地域景観づくり計画書」として市長が認定する。

計画書に定めた「地域景観づくり協議地区」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続(美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について、協議会と意見交換を実施していただく。